

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、宮内庁書陵部陵墓課長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和八年九月十一日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（UAVレーザ測量）

二 測量の地域 天理市柳本町、渋谷町及び中山町並びに桜井市大字箸中

三 測量の期間 令和八年九月七日から令和九年三月十九日まで